

## 介護保険サービス事業者に対する行政処分について

介護老人保健施設開設者並びに指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に対し、平成 28 年 9 月 14 日付で次のとおり介護保険法（以下「法」という。）に基づく許可及び指定の一部の効力を停止する処分を行いました。

### 1 事業者(開設者) の状況

(1) 事業者(開設者) 医療法人 桂生会 (理事長 金成 秀生)

(2) 事業者所在地 いわき市平字鎌田町 12 番地

(3) 対象施設等

許可事業所：介護老人保健施設 四季庵

指定事業所：指定短期入所療養介護 介護老人保健施設 四季庵

指定通所リハビリテーション 介護老人保健施設 四季庵

指定介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設 四季庵

(4) 対象施設等所在地 いわき市好間町中好間字六反歩 1-46

2 処分の通知年月日 平成 28 年 9 月 14 日

3 処分の内容 許可及び指定の一部の効力停止（新規利用者の受入れ停止）

4 効力の一部停止期間 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までの 1 か月間

### 5 処分の理由

(不正請求：法第 104 条第 1 項第 6 号、法第 77 条第 1 項第 6 号、法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号)

(1) 常勤として勤務すべき管理者兼医師が常勤として勤務しておらず、人員基準を満たしていない状況が平成 27 年 5 月から監査時（平成 28 年 2 月）までの間継続していた。

(2) (1)に掲げる人員基準を満たしていない期間において、本来であれば介護報酬を 3 割減算して請求すべきところ、介護報酬を減算せずに請求・受領していた。